

## 産業廃棄物の重量の測定が困難な場合について

産業廃棄物の種類に応じ、以下の表に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の体積に乗じて得た数値を当該産業廃棄物の重量とみなします。

(宮崎県産業廃棄物税条例第5条第2項、宮崎県産業廃棄物税条例施行規則第4条)

産業廃棄物の種類	換算係数
1 燃え殻（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項第1号に規定する燃え殻をいう。）	1.14
2 汚泥（廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する汚泥をいう。）	1.10
3 廃油（廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する廃油をいう。）	0.90
4 廃酸（廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する廃酸をいう。）	1.25
5 廃アルカリ（廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する廃アルカリをいう。）	1.13
6 廃プラスチック類（廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する廃プラスチック類をいう。）	0.35
7 紙くず（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下この表において「廃棄物処理法施行令」という。）第2条第1号に規定する紙くずをいう。）	0.30
8 木くず（廃棄物処理法施行令第2条第2号に規定する木くずをいう。）	0.55
9 繊維くず（廃棄物処理法施行令第2条第3号に規定する繊維くずをいう。）	0.12
10 動物又は植物に係る固形状の不要物（廃棄物処理法施行令第2条第4号に規定する動物又は植物に係る固形状の不要物をいう。）	1.00
11 獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物（廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に規定する獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物をいう。）	1.00
12 ゴムくず（廃棄物処理法施行令第2条第5号に規定するゴムくずをいう。）	0.52
13 金属くず（廃棄物処理法施行令第2条第6号に規定する金属くずをいう。）	1.13
14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃棄物処理法施行令第2条第7号に規定するガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずをいう。）	1.00
15 鋳さい（廃棄物処理法施行令第2条第8号に規定する鋳さいをいう。）	1.93

産業廃棄物の種類	換算係数
16 コンクリートの破片その他これに類する不要物（廃棄物処理法施行令第2条第9号に規定する工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。）	1.48
17 動物のふん尿（廃棄物処理法施行令第2条第10号に規定する動物のふん尿をいう。）	1.00
18 動物の死体（廃棄物処理法施行令第2条第11号に規定する動物の死体をいう。）	1.00
19 ばいじん（廃棄物処理法施行令第2条第12号に規定する集じん施設によって集められたばいじんをいう。）	1.26
20 廃棄物処理法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物	1.00